

II 事故発生時の対応

1 事故発生時の対応

万が一、事故が発生した場合には、応急手当を施し、状況によっては負傷者を速やかに医療機関に搬送することや二次災害を食い止めるなど、事故による被害を最小限にとどめる努力をしなければならない。

このため、学校において重大事故が発生した場合には、事故発生直後から負傷部位の応急手当やAEDの使用と連動させた心肺蘇生法などによる救急救命を開始し、同時に119番通報により救急隊を要請する必要がある。

また、負傷者以外の生徒の安全確保や家庭への連絡を行うために、速やかに各校の危機管理マニュアルに沿った校内体制を整え事態に対応しなければならない。

(1)救急法とは

救急法とは、病気や傷害や災害から自分自身を守り、傷病者を正しく救助し、医師または救急隊に渡すまでの応急手当のことである。

特に、傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止、もしくはこれに近い状態になった時、または、大出血により生命の危機に陥った時など、緊急を要する場合に行われる手当を救命手当といい、心肺蘇生法と止血法がその中に含まれる。

(2)救急法の範囲

傷病者を速やかに救助し、正しい応急手当をして、医師または救急隊に渡すまでが救急法の範囲である。

《救助者の対応》

救助者が守るべきことは、生徒の生命を守り、傷病が悪化しないようにすることである。

○救助者自身の安全を確保する。周囲の状況を観察し、二次災害の防止に努める。

○原則として、医薬品を使用せず、医療の対象にならない程度の傷病についての手当を行う。

○あくまで医師や医療機関に引き継ぐまでの救命手当、応急手当にとどめる。

○必ず医師の診療を受けさせ、学校での手当の内容を保護者に連絡する。



《周囲の状況の把握》

倒れている生徒（傷病者）を発見したら、まず周囲の状況を観察する。事故発生時の状況、事故の原因、二次災害の危険性、傷病の原因などについて注意をする必要がある。

特に、周囲の状況が悪い時には、傷病者及び救助者自身の安全を確認し、しかも十分な応急手当を行うために、安全な場所への避難を優先させることもある。

また、周囲の状況が危険で傷病者に近づけない時は、無理をせず、直ちに119番通報する。

《傷病者の観察》

応急手当を行う前には、傷病者の状態（意識・呼吸・脈拍・顔色・皮膚の状態、手足の動き）をよく観察しなくてはならない。

よく見て、話しかけ、直接触れてみる。どんな場合でも、全身を観察することが大切である。特に、心肺蘇生法が必要な意識障害、呼吸停止、心停止の判断を下すためには、「意識はあるか」「呼吸をしているか」「異常な呼吸（普段と違う呼吸）に注意する」を調べる必要がある。